



9/26
(木)

国道113号 沼沢駐車帯で 特殊車両取締りを行いました!

9月26日(木)、国道113号 小国町大字沼沢地内の駐車帯にて、小国警察署の協力のもと、特殊車両の取締りを実施しました。同時に、山形運輸支局による不法改造、山形県税務課による不正軽油の取締りも行われました。

違法に重量を超過した車両は、道路や橋などの構造物に多大なダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両が橋梁等に衝突する重大事故も発生しています。そのため、国土交通省では違法通行している特殊車両の指導・取締りを行い、適正な道路利用を促進し、良好な道路環境の維持に努めています。



駐車帯へ誘導



通行許可証の確認



マットスケールにて重量を測定



車体の長さ・幅・高さを測定



山形県税務課による軽油抜き取り調査



今回の取締りの結果

調査台数：5台

違反台数：1台

(通行許可未申請)

違反車両には適正な通行を行うよう
指導警告書が発行されました。

ご通行中のみなさまには、取締りにご協力
いただきましてありがとうございました。

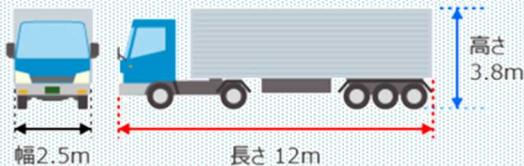
注：掲載写真の車両は違反車両ではありません

特殊車両とは??

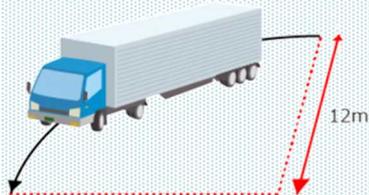
車両の構造が特殊である車両、あるいは積載する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの**一般的制限値**を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で幅、長さ、高さおよび総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには、**通行許可**または**通行可能経路の確認の回答**が必要です。

●一般的制限値●

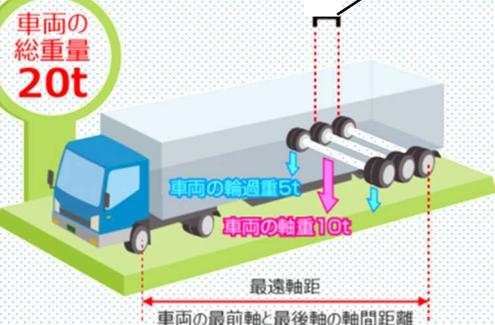
○車両の幅、長さ、高さ○



○車両の最小回転半径○



- 18t (隣り合う車軸の軸距が18m未満)
- 19t (隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣接軸重がいずれも9.5t以下)
- 20t (隣り合う車軸の軸距が18m以上)



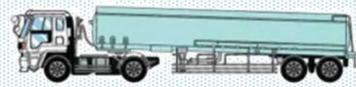
●特殊な車両の例●



▲バン型セミトレーラー



▲コンテナ用セミトレーラー



▲タンク型セミトレーラー



▲自動車運搬用セミトレーラー



▲幌枠型セミトレーラー



▲フルトレーラー



▲トラック・クレーン

○車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重○

- この他にも...
- ・あおり型セミトレーラー
 - ・スタンション型セミトレーラー
 - ・船底型セミトレーラー
 - ・海上コンテナ用セミトレーラー
 - ・重量物運搬用セミトレーラー
 - ・ポールトレーラー
- などがあります。

道路愛護団体 感謝状贈呈

国土交通省では、毎年「道路ふれあい月間」期間中、道路の愛護等の顕著な功績のあった団体または個人に対し、その功労をたたえ表彰を行っています。

今回、東北地方整備局長表彰を受賞された内藤さんは、国道13号沿線において栗子峠を含む約7kmもの長い区間の清掃活動をお一人で行ってくださっています。平成25年から活動を継続されており、令和5年度は23回の清掃活動を行い、70ℓのゴミ袋で139袋のゴミを回収してくださいました。

長年にわたり、道路愛護活動にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。



国土交通省 山形河川国道事務所
米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2

TEL:0238-37-5300 FAX:0238-37-5303

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yoneiji/>

道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤル(無料) #9910 へお知らせ下さい!

